



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- | | |
|----------------------------------|---|
| ○歳入の徴収の事務の委託（地域・離島課） | 1 |
| ○歳入の収納の事務の委託（地域・離島課） | 1 |
| ○民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） | 2 |
| ○沖縄県立博物館・美術館の観覧料及び利用料金の承認（文化振興課） | 2 |
| ○港湾隣接地域の指定の変更（港湾課） | 5 |

公 告

- | | |
|--|----|
| ○特定調達契約に係る公募型プロポーザル方式による手続開始についての公告（総合情報政策課） | 6 |
| ○建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） | 8 |
| ○開発行為に関する工事の完了（建築指導課） | 9 |
| ○二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課） | 10 |

病院事業局事項

- | | |
|--|----|
| ○特定調達契約に係る落札者の決定（県立南部医療センター・こども医療センター） | 11 |
|--|----|

人事委員会事項

- | | |
|--------------------------------|----|
| ○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 11 |
|--------------------------------|----|

告 示

沖縄県告示第116号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成31年3月12日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 委託した徴収事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
 - (2) 所在地 東京都千代田区麹町四丁目8番1号
- 3 委託期間 平成31年2月26日から平成32年2月25日まで

沖縄県告示第117号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成31年3月12日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 委託した収納事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金、遅延利息及び繰上償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
 - (2) 所在地 東京都千代田区麹町四丁目8番1号
- 3 委託期間 平成31年2月26日から平成32年2月25日まで

沖縄県告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年3月12日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡粟国村字浜照喜名原3220番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第119号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項及び第19条第3項において準用する同条例第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料及び利用料金を承認した。

平成31年3月12日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉手苅孝夫

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財團 本部町字石川888番地
- 3 観覧料及び利用料金の適用年月日 平成31年4月1日
- 4 観覧料の額

(1) 常設展を観覧しようとする場合の観覧料

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	530円	420円
	大学生及び高校生	260円	210円
	中学生及び小学生	150円（県外の中学生及び小学生に限る。）	120円（県外の中学生及び小学生に限る。）
美術館施設	一般	400円	320円
	大学生及び高校生	210円	170円
	中学生及び小学生	100円（県外の中学生及び小学生に限る。）	80円（県外の中学生及び小学生に限る。）

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

(2) 1年間を通して常設展、企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料

区分		観覧料の額（1人につき）		
		一般	大学生及び高校生	中学生及び小学生
博物館施設	常設展	1,200円	750円	450円（県外の中学生）

				及び小学生に限る。)
	常設展、企画展及び特別展	3,900円	2,500円	1,400円（県内の中学生及び小学生にあっては、1,050円）
美術館施設	常設展	900円	600円	300円（県外の中学生及び小学生に限る。）
	常設展及び企画展	4,100円	2,800円	1,500円（県内の中学生及び小学生にあっては、1,200円）

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

5 利用料金の額

(1) 施設利用料金

ア 博物館施設利用料金

区分		利用料金の額（1日につき）
企画展示室	入場料を徴収しない場合	29,330円
	入場料を徴収する場合	87,990円
特別展示室	入場料を徴収しない場合	38,410円
	入場料を徴収する場合	115,220円
実習室	入場料を徴収しない場合	12,000円
	入場料を徴収する場合	36,100円
講座室	入場料を徴収しない場合	21,200円
	入場料を徴収する場合	63,700円

イ 美術館施設利用料金

区分		利用料金の額（1日につき）
県民ギャラリー1		10,800円
県民ギャラリー2		10,000円
県民ギャラリー3		10,000円
県民ギャラリースタジオ		10,900円
県民アトリエ	入場料を徴収しない場合	9,360円
	入場料を徴収する場合	28,000円
子供アトリエ	入場料を徴収しない場合	10,000円
	入場料を徴収する場合	30,000円
企画展示室1	入場料を徴収しない場合	33,070円
	入場料を徴収する場合	99,190円

企画展示室 2	入場料を徴収しない場合	41,020円
	入場料を徴収する場合	123,080円
講座室	入場料を徴収しない場合	12,100円
	入場料を徴収する場合	36,500円

ウ その他施設利用料金

区分		利用料金の額（1時間につき）
講堂	入場料を徴収しない場合	4,500円
	入場料を徴収する場合	13,600円

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 利用料金の額が1時間を単位として定められている施設等の利用者が許可された利用時間を超過して当該施設等を利用する場合における利用料金の額は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
 - (1) 午前9時から午後6時（金曜日及び土曜日にあっては、午後8時）までの間は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める利用料金の額の2分の1の額に100分の120を乗じて得た額
 - (2) 午後6時（金曜日及び土曜日にあっては、午後8時）後は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める利用料金の額の2分の1の額に100分の150を乗じて得た額

(2) 附属設備利用料金

ア 附属設備（冷房設備を除く。）の利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額
舞台器具	演台	1台	330円
	花台	1台	110円
	司会台	1台	160円
音響器具	メインスピーカー	1式	1,080円
	コンデンサーマイク	1本	330円
	ワイヤレスマイク	1本	650円
	ダイナミックマイク	1本	220円
	ビデオテープレコーダー	1台	760円
	DVDプレーヤー	1台	1,350円
	CD、MDプレーヤー	1台	430円
	H D／DVDレコーダー	1台	1,350円
照明器具	ポーダーライト	1列	330円
	サスペンションライト	1列	540円
	アッパー・ホリゾントライト	1列	760円

	シーリングライト	1列	650円
	センターピンスポットライト	1台	430円
その他	書画カメラ	1台	860円
	ビデオプロジェクター	1台	1,510円
	電動スクリーン	1式	1,190円

備考 附属設備利用料金の額は、1ステージごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

イ 冷房設備の利用料金

区分		単位	利用料金の額
博物館施設	企画展示室	1時間までごとに	650円
	特別展示室	1時間までごとに	850円
	実習室	1時間までごとに	200円
	講座室	1時間までごとに	350円
美術館施設	県民ギャラリー1	1時間までごとに	180円
	県民ギャラリー2	1時間までごとに	170円
	県民ギャラリー3	1時間までごとに	170円
	県民ギャラリースタジオ	1時間までごとに	190円
	県民アトリエ	1時間までごとに	150円
	子供アトリエ	1時間までごとに	170円
	企画展示室1	1時間までごとに	730円
	企画展示室2	1時間までごとに	910円
	講座室	1時間までごとに	210円
その他施設	講堂	1時間までごとに	610円

沖縄県告示第120号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、昭和57年1月25日付け沖縄県公報定期第1006号で公告した来間・前浜港港湾隣接地域の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県宮古土木事務所において縦覧に供する。

平成31年3月12日

来間・前浜港港湾管理者 沖縄県
代表者 沖縄県知事 玉城康裕

1 港湾名及び地区名 来間・前浜港前浜地区

2 指定地域

変更前	変更後
基点1から232度に引いた線、基点1から基点7までの各点を順次直線で結んだ線、基点7から222度に引いた線及び水際線により囲まれた陸域	基点1から232度に引いた線、基点1から基点3までの各点を順次直線で結んだ線、基点3から210度に引いた線及び水際線により囲まれた陸域

基点1 北緯24度43分40秒307、東経125度16分05秒981の地点
基点2 基点1から326度409メートルの地点
基点3 基点2から305度361メートルの地点
基点4 基点3から210度84メートルの地点
基点5 基点4から274度260メートルの地点
基点6 基点5から295度99メートルの地点
基点7 基点6から324度91メートルの地点

基点1 北緯24度43分48秒51789、東経125度16分16秒46763の地点
基点2 基点1から326度409メートルの地点
基点3 基点2から305度361メートルの地点

3 変更年月日 平成31年3月12日

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の公募型プロポーザル方式による手続開始について、次のとおり公告する。

平成31年3月12日

沖縄県知事 玉城康裕

1 概要

- (1) 件名 大東地区情報通信基盤整備推進事業による情報通信の基盤整備、保守及び運用業務
- (2) 内容
 - ア 情報通信基盤の整備 沖縄本島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの敷設による高速大容量の中継伝送路を整備し、高度な情報通信基盤を構築する。
 - イ 情報通信基盤の保守及び運用 情報通信基盤の整備後は、沖縄県と長期安定的な使用権を設定する契約を締結し、沖縄県から情報通信基盤を借用して、その保守及び運用を行い、情報通信サービスを提供する。

2 企画提案書を提出する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申請中又は手続中でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申請中又は手続中でないこと。
- (3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める登録電気通信事業者又は届出電気通信事業者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (5) 工事においては、3か月以上の雇用関係にある者で監理技術資格者証（電気通信）を有するものを当該事業に専任で配置できること。
- (6) 調査設計においては、管理技術者及び照査技術者について、技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（電気電子）（平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ、業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者）若しくは技術士（総合技術監理（電気電子））又は一般社団法人建設コンサルタント協会が定めるRCCM（電気電子部門）の資格を有し、過去10年間に電気通信工事の設計の実績を1件以上有するものを配置できること。また、管理技術者については3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることとし、照査技術者を兼ねないこと。
- (7) 過去10年間に中継器を要する海底光ケーブルシステムの設計及び施工の実績があること。
- (8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者について、これらに加入していること。また、労働関係法令を遵守していること。
- (9) 暴力団等の反社会的組織の関係者又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 共同で企画提案書を提出する場合に必要な資格 共同企業体を結成し、企画提案書の提出に参加しようとする場合は、その代表者及び構成員が次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 2(1)から(9)までの要件を全て満たすこと。ただし、2(3)から(7)までの要件については、代表者又は構成員のいずれかが満たせば足りる。
- (2) 共同企業体の代表者又は構成員となる者は、企画提案書を提出する他の共同企業体の構成員でないこと。

4 企画提案書を提出することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1

項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

5 参加表明及び資格確認書の提出方法等

- (1) 提出方法 企画提案書を提出する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 参加表明及び参加資格確認申請書
 - イ 企業概要及び登記事項証明書
 - ウ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - エ 申請書等を提出する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - オ 電気通信事業法に定める登録電気通信事業者又は届出電気通信事業者であることを証する書類
 - カ 建設業法第3条に基づく特定建設業の許可を受けていることを証する書類
 - キ 当該事業に専任で配置することができる者について、監理技術資格者証（電気通信）を有し、かつ、3か月以上の雇用関係にあることを証する書類
 - ク 管理技術者及び照査技術者については、技術士法に定める技術士（電気電子）（平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ、業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者）若しくは技術士（総合技術監理（電気電子））又は一般社団法人建設コンサルタント協会が定めるRCCM（電気電子部門）の資格及び過去10年間に電気通信工事の設計の実績を1件以上有し、かつ、管理技術者については3か月以上の雇用関係にあることを証する書類
 - ケ 過去10年間に中継器を要する海底光ケーブルシステムの設計及び施工の実績があることを証する書類
 - コ 共同企業体の場合は、共同企業体協定書の写し

- (2) 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部総合情報政策課情報通信基盤班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁舎14階 電話番号098-866-2036
- (3) 申請書等の受付期間 平成31年3月20日（水曜日）から同年4月2日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨

6 参加資格の確認結果 直接又は郵便により通知する。

7 企画提案書の提出方法等

- (1) 提出の方法 企画提案書を提出する者は、企画提案書一式を直接5(2)の場所に提出するものとする。
- (2) 企画提案書の提出期限 平成31年4月22日（月曜日）午後5時まで
- (3) 企画提案書に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨

8 募集要領及び要求水準書の配付場所 5(2)の場所

9 その他

- (1) 申請書等の提出及び企画提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (2) 手続及び業務の詳細は、募集要領、要求水準書等による。

10 Summary

- (1) Subject matter of the proposal : Detailed design, construction work and maintenance of Information Infrastructure (using submarine optical-cable) for Kitadaito island
- (2) Time-limit to express interests : 5:00 p.m., 2 April, 2019
Time-limit to submit the proposal : 5:00 p.m., 22 April, 2019
- (3) Contact point for the notice : Comprehensive Information Policy Division, Department of Planning, Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan, TEL 098-866-2036

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成31年3月12日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1(1) 処分をした年月日 平成31年1月29日
(2) 商号名 株式会社生島総建
(3) 代表者名 安谷屋竜次
(4) 所在地 宮古島市平良字東仲宗根657番地11
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第425号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成31年1月8日付で、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成31年1月29日
(2) 商号名 株式会社仲里ペイント
(3) 代表者名 新里亜也子
(4) 所在地 豊見城市字真玉橋131番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第10800号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成31年1月10日付で、建設業法第12条に基づき防水工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成31年1月29日
(2) 商号名 進拓建設
(3) 代表者名 渡久山弘一
(4) 所在地 宮古島市伊良部字仲地212番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第10536号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成31年1月17日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成31年1月29日
(2) 商号名 有限会社山戸建設
(3) 代表者名 渡嘉敷惠美子
(4) 所在地 名護市大北五丁目22番26号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-29）第3786号、沖縄県知事 許可（般-29）第3786号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成31年1月23日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成31年1月30日
(2) 商号名 永南ホーム
(3) 代表者名 屋嘉比政治
(4) 所在地 那覇市若狭2丁目19番11号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第12560号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年12月25日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成31年2月19日
(2) 商号名 とみしろ装飾
(3) 代表者名 仲西正
(4) 所在地 豊見城市字高安409番地5
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第4607号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成31年1月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成31年2月19日
(2) 商号名 株式会社ランドホーム
(3) 代表者名 池間政和
(4) 所在地 西原町字幸地325番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第12736号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成31年1月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成31年2月19日
(2) 商号名 有限会社中部技研
(3) 代表者名 津霸實宗
(4) 所在地 沖縄市胡屋五丁目12番14号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第10073号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成31年1月29日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成31年2月19日
(2) 商号名 青空企画
(3) 代表者名 赤嶺妙子
(4) 所在地 南風原町字兼城214番地7
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第11790号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成31年1月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成31年2月19日
(2) 商号名 具志堅工務店
(3) 代表者名 具志堅文徳
(4) 所在地 南城市知念字志喜屋202番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第1787号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成31年1月31日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月12日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年3月31日 沖縄県指令土第278号、平成29年10月23日 沖縄県指令土第725号（変更）
2 開発区域に含まれる地域の名称 本部町字山川トモセ原1421番1ほか4筆
3 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 種類 公園、防火水槽
(2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市字宮里453番地の1 株式会社前田産業 代表取締役社長 前田裕子

- 5 検査済証番号 平成31年3月4日 第4539号
6 工事完了年月日 平成31年3月1日

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により沖縄県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成31年3月12日

沖縄県知事 玉城康裕

1 試験期日及び時間

(1) 二級建築士試験

- ア 学科の試験 平成31年7月7日午前10時から午後5時10分まで
イ 設計製図の試験 平成31年9月15日午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

- ア 学科の試験 平成31年7月28日午前10時から午後5時10分まで
イ 設計製図の試験 平成31年10月13日午前11時から午後4時まで

2 試験会場

(1) 二級建築士試験

- ア 学科の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地
イ 設計製図の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地

(2) 木造建築士試験

- ア 学科の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地
イ 設計製図の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み インターネットによる受験申込みは、平成16年以後に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験資格の確認のために必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び時間 平成31年4月8日午前10時から同月15日午後4時まで

イ 受験申込方法 センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み 初めて二級建築士試験又は木造建築士試験を受験する者（(3)の郵送による受験申込みにおいて、平成30年以前の受験票（原本）又は合否の通知書（原本）を受験申込書に貼付できない者を含む。）は、イ(1)に掲げる場所において受験申込みを行うこと。

ア 受験申込書の配付期間及び配付場所 受験申込書は、(7)に掲げる期間に(1)に掲げる場所において配付する。

(7) 期間 平成31年4月1日から同月22日まで（土曜日及び日曜日を除く。ただし、平成31年4月20日及び同月21日は、公益社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号）に限って配付を行う。）

(1) 場所

- a 公益社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098-879-7727）
- b 沖縄県北部土木事務所建築班（名護市大南一丁目13番11号沖縄県北部合同庁舎2階 電話番号0980-53-2010）
- c 沖縄県宮古土木事務所建築班（宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-1437）
- d 沖縄県八重山土木事務所建築班（石垣市字真栄里438番地1 電話番号0980-82-3077）

イ 受験申込受付期間及び受付場所 受験申込みは、(7)に掲げる期間に(1)に掲げる場所において受け付ける。

(7) 期間 平成31年4月18日から同月22日まで（沖縄県宮古土木事務所建築班及び八重山建築設計監理協会においては、平成31年4月18日及び同月19日。）

(1) 場所

- a 公益社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098-879-7727）
- b 沖縄県宮古土木事務所建築班（宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-1437）
- c 八重山建築設計監理協会（石垣市浜崎町一丁目1番地4 電話番号0980-83-2920）

ウ 受付時間

- (ア) 受験申込書の配付 午前9時30分から午後5時（平成31年4月22日においては、午後4時）まで
- (イ) 受験申込み 午前10時から午後5時まで

エ 受験申込方法 受験申込書をイ(イ)に掲げる場所に直接持参して提出すること。

- (3) 郵送による受験申込み 郵送による受験申込みは、平成30年以前に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験した者のうち、平成30年以前の二級建築士試験の受験票（原本）若しくは合否の通知書（原本）又は木造建築士試験の受験票（原本）若しくは合否の通知書（原本）を受験申込書に貼付できるものに限り行うことができる。ただし、離島その他遠隔地に在住し、(2)エによる受験申込みができないなどやむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書（受験申込書を直接持参できない旨を証明したもの。）又は住民票を添付した者は、この限りでない。

ア 受験申込受付期間 平成31年4月1日から同月15日まで（申込受付期間最終日までの消印のあるものに限り有効とする。）

イ 受験申込方法 センター指定の払込用紙により、あらかじめ受験手数料を納付した後、センター指定の封筒を使用し、必ず簡易書留郵便で、公益財団法人建築技術教育普及センター本部（〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル）に郵送すること。

4 合格者の発表

(1) 二級建築士試験

- ア 学科の試験 平成31年8月27日に発表する予定である。
- イ 設計製図の試験 平成31年12月5日に発表する予定である。

(2) 木造建築士試験

- ア 学科の試験 平成31年9月10日に発表する予定である。
- イ 設計製図の試験 平成31年12月5日に発表する予定である。

5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示するとともに、センターのホームページに掲載する。

6 その他 設計製図の課題は、平成31年6月12日以後にセンターのホームページに掲載する。

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成31年3月12日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 佐久本 薫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 I VR-C Tアンギオシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 南風原町字新川118番地1
- 3 落札者を決定した日 平成31年1月8日
- 4 落札者の名称及び所在地 アイティーアイ株式会社沖縄支店 那覇市港町2丁目9番5号
- 5 落札金額 179,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成30年12月25日

人事委員会事項

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月12日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第2号**初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第16条中「かかわらず、」の次に「別に人事委員会の定めるところにより、又は」を加える。

第19条第2項第3号ア、第3項及び第4項並びに第24条第2項中「全体標語」を「全体評語」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第19条第2項第3号ア、第3項及び第4項並びに第24条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
--	--